

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-134660

(P2017-134660A)

(43) 公開日 平成29年8月3日(2017.8.3)

(51) Int.Cl.
G06Q 50/26 (2012.01)

F I
G06Q 50/26

テーマコード (参考)
5 L049

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 27 頁)

(21) 出願番号 特願2016-14434 (P2016-14434)
(22) 出願日 平成28年1月28日 (2016.1.28)

(71) 出願人 000005223
富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
(74) 代理人 100104190
弁理士 酒井 昭徳
(72) 発明者 賀川 健太郎
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
(72) 発明者 今井 雄二
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
(72) 発明者 内藤 麻衣
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 個人情報登録装置、個人情報登録方法、および個人情報登録プログラム

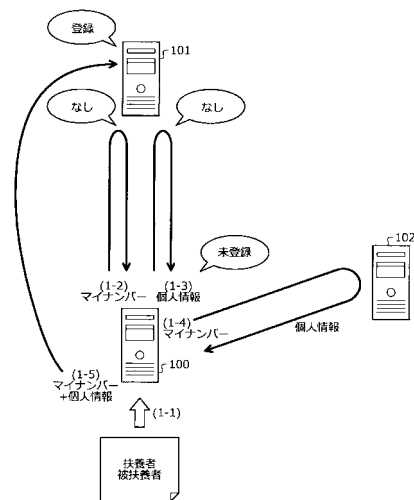
(57) 【要約】

【課題】システムに効率よく個人情報を登録すること。

【解決手段】個人情報登録装置100は、扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の第1の個人情報を取得する。個人情報登録装置100は、個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、被扶養者の第1の個人情報に含まれる個人番号が他のシステムに記憶されているか否かを判定する。個人情報登録装置100は、被扶養者の第1の個人情報に含まれる個人番号が他のシステムに記憶されていない場合、被扶養者の第1の個人情報のうち、個人番号以外の情報に基づき、被扶養者が他のシステムに記憶されているか否かを判定する。個人情報登録装置100は、被扶養者が他のシステムに記憶されていない場合、住基ネットを参照して、被扶養者の第2の個人情報を取得し、他のシステムに記憶する。

【選択図】 図1

実施の形態にかかる個人情報登録方法の一実施例を示す説明図



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の個人情報を取得し、

個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した前記個人情報に含まれる個人番号が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

前記個人番号が前記他のシステムに記憶されていない場合、取得した前記個人情報のうち、前記個人番号以外の情報に基づき、前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、前記被扶養者の個人情報を取得し、

取得した前記被扶養者の個人情報を前記他のシステムに記憶する、
制御部を有することを特徴とする個人情報登録装置。

10

【請求項 2】

前記制御部は、前記個人番号に基づいて前記住民基本台帳ネットワークシステムに問い合わせることにより、前記被扶養者の個人情報を取得する、ことを特徴とする請求項 1 に記載の個人情報登録装置。

【請求項 3】

コンピュータが、

扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の個人情報を取得し、

個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した前記個人情報に含まれる個人番号が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

前記個人番号が前記他のシステムに記憶されていない場合、取得した前記個人情報のうち、前記個人番号以外の情報に基づき、前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、前記被扶養者の個人情報を取得し、

取得した前記被扶養者の個人情報を前記他のシステムに記憶する、
処理を実行することを特徴とする個人情報登録方法。

20

30

【請求項 4】

コンピュータに、

扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の個人情報を取得し、

個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した前記個人情報に含まれる個人番号が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

前記個人番号が前記他のシステムに記憶されていない場合、取得した前記個人情報のうち、前記個人番号以外の情報に基づき、前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、前記被扶養者の個人情報を取得し、

取得した前記被扶養者の個人情報を前記他のシステムに記憶する、
処理を実行させることを特徴とする個人情報登録プログラム。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、個人情報登録装置、個人情報登録方法、および個人情報登録プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

50

従来、社会保障や納税の業務に関する業務システムがある。業務システムでは、管理対象となる個人を業務システム上で一意に特定する宛名番号に対応付けて、個人に関する個人情報管理される。個人情報は、マイナンバー制度に基づき住民票を有する国民一人一人に割り振られる個人番号、および、住民票に記載される氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報などの少なくともいずれかを含む。

【0003】

先行技術としては、例えば、ユーザの個人番号の登録要求が入力された場合に、個人番号とは異なる仮番号と個人番号とを対応付けて記憶し、仮番号をユーザへ通知するものがある。また、例えば、入力される国籍、生年月日、姓名、性別、個人番号などから、LANを介してサーバの磁気ディスクに記録されている国籍別パラメータDB、審査リストDB、発行履歴DB、および姓名類似辞書DBなどを検索する技術がある。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2015-79406号公報

【特許文献2】特開平11-96224号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、上述した従来技術では、システムへの個人情報の登録にかかる自治体の職員の作業負担の増大化を招いてしまう場合がある。例えば、扶養者に扶養される被扶養者の個人情報についても業務システムに登録し、異なる業務システム間であっても本人確認を可能にすることが望まれる場合がある。一方で、自治体の職員が業務システムに未登録のすべての被扶養者の個人情報について登録作業を行うと、自治体の職員の作業負担の増大化を招く。

20

【0006】

1つの側面では、本発明は、システムに効率よく個人情報を登録することができる個人情報登録装置、個人情報登録方法、および個人情報登録プログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

30

【0007】

本発明の一側面によれば、扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の個人情報を取得し、個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した前記個人情報に含まれる個人番号が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、前記被扶養者の個人番号が前記他のシステムに記憶されていない場合、取得した前記個人情報のうち、前記個人番号以外の情報に基づき、前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、前記被扶養者の個人情報を取得し、取得した前記被扶養者の個人情報を前記他のシステムに記憶する個人情報登録装置、個人情報登録方法、および個人情報登録プログラムが提案される。

40

【発明の効果】

【0008】

本発明の一態様によれば、システムに効率よく個人情報を登録することができるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】図1は、実施の形態にかかる個人情報登録方法の一実施例を示す説明図である。

【図2】図2は、業務支援システム200のシステム構成例を示す説明図である。

【図3】図3は、個人情報登録装置100のハードウェア構成例を示すブロック図である

50

。

【図4】図4は、クライアント装置201のハードウェア構成例を示すブロック図である

。

【図5】図5は、資料情報DB220の記憶内容の一例を示す説明図である。

【図6】図6は、宛名情報DB230の記憶内容の一例を示す説明図である。

【図7】図7は、住基情報DB240の記憶内容の一例を示す説明図である。

【図8】図8は、個人情報登録装置100の機能的構成例を示すブロック図である。

【図9】図9は、個人情報登録装置100の判定動作の一例を示す説明図(その1)である。

【図10】図10は、個人情報登録装置100の判定動作の一例を示す説明図(その2)である。

10

【図11】図11は、資料情報表示画面1100の画面例を示す説明図(その1)である

。

【図12】図12は、資料情報表示画面1100の画面例を示す説明図(その2)である

。

【図13】図13は、詳細情報表示画面1300の画面例を示す説明図である。

【図14】図14は、個人情報登録装置100の登録動作の一例を示す説明図である。

【図15】図15は、確認処理手順の一例を示すフローチャートである。

【図16】図16は、登録処理手順の一例を示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

20

【0010】

以下に、図面を参照して、本発明にかかる個人情報登録装置、個人情報登録方法、および個人情報登録プログラムの実施の形態を詳細に説明する。

【0011】

(実施の形態にかかる個人情報登録方法の一実施例)

図1は、実施の形態にかかる個人情報登録方法の一実施例を示す説明図である。

【0012】

図1において、個人情報登録装置100は、自治体における社会保障や納税の業務を支援するコンピュータである。個人情報登録装置100は、例えば、自治体向けに設置されるサーバである。自治体は、例えば、市区町村などの地方公共団体である。

30

【0013】

従来、社会保障や納税の業務に関する業務システムがある。業務システムは、例えば、自治体の税務システム、国民健康保険システム、国民年金システムなどである。以下の説明では、業務システムが、自治体の税務システムである場合について説明する。

【0014】

業務システムは、具体的には、扶養者が自治体に提出した住民税の申告書類の記載事項を示す資料情報を管理する個人住民税システムを含む。記載事項には、例えば、申告書類を提出した扶養者の個人情報、扶養者が扶養する被扶養者の個人情報などが含まれる。

【0015】

個人情報は、マイナンバー制度に基づき住民票を有する国民一人一人に割り振られた個人番号(マイナンバー)、および、住民票に記載される氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報などの少なくともいずれかを含む。個人番号は、例えば、自治体の住民票記録システムで管理されている住民票コードを基に採番される。個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号となり、取り扱いに細心の注意を要する特定個人情報である。

40

【0016】

また、業務システムは、具体的には、上述した個人住民税システムと連携する宛名システムであって、管理対象となる個人を宛名システム上で一意に特定する宛名番号に、個人の個人情報を対応付けた宛名情報を管理する宛名システムを含む。管理対象となる個人は、自治体に住民票を登録している者(いわゆる、住登者)だけでなく、自治体に住民票を

50

登録していない者（いわゆる、住登外者）であってもよい。

【0017】

ここで、宛名システムには、申告書類を提出した扶養者の個人情報登録されている一方で、扶養者が扶養する被扶養者の個人情報は登録されていない場合がある。例えば、被扶養者が住登外者である場合に、被扶養者の個人情報が登録されないことがある。

【0018】

これに対し、今後は、被扶養者の個人情報についても宛名システムに登録することが望まれる傾向がある。例えば、社会保障や納税の業務の効率化を図り、または、社会保障や納税の業務について他の自治体と連携しやすくするために、被扶養者の個人情報についても宛名システムに登録することが望まれる。

10

【0019】

具体的には、自治体間で個人情報をやり取りせずに、自治体間で被扶養者について問い合わせ可能にするために、被扶養者の個人情報について宛名システムに登録したうえで、国向けに設置されたコアサーバと連携することが望まれる。より具体的には、宛名システムを統括する連携サーバを介して国向けに設置されたコアサーバから被扶養者に対し団体内統合宛名番号を割り振らせてから、連携サーバにおいて被扶養者の宛名番号と団体内統合宛名番号とが管理されるようにする。

【0020】

しかしながら、被扶養者の個人情報を宛名システムに登録する際、個人住民税システムに登録された被扶養者の個人情報を流用することは好ましくない場合がある。例えば、個人住民税システムに登録された被扶養者の個人情報は、申告書類の記載内容に基づく情報であるため、基本4情報のいずれかを含まない場合がある。また、例えば、申告書類の記載内容に誤りがあれば、個人住民税システムに登録された被扶養者の個人情報は正確ではない可能性がある。

20

【0021】

このため、自治体の職員が、個人住民税システムに登録された被扶養者の個人情報に基づいて、住民基本台帳ネットワークシステムから当該被扶養者の正確な個人情報を取得して、宛名システムに登録する場合が考えられる。しかしながら、この場合、自治体の職員は、被扶養者の個人情報を宛名システムに登録する作業を行うことになり、作業負担の増大を招き、自治体の業務に悪影響を与える可能性がある。

30

【0022】

また、それぞれの自治体の職員が被扶養者の個人情報を住民基本台帳ネットワークシステムに問い合わせると、住民基本台帳ネットワークシステムにかかる処理負荷の増大を招いてしまう可能性がある。そこで、本実施の形態では、住民基本台帳ネットワークシステムにかかる処理負荷の増大を抑制したうえで、宛名システムに効率よく個人情報を登録することができる個人情報登録方法について説明する。

【0023】

図1の例では、個人情報登録装置100は、扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムに適用される。扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムは、例えば、上述した個人住民税システムである。個人情報登録装置100は、例えば、個人住民税システムに適用される業務サーバである。

40

【0024】

(1-1)個人情報登録装置100は、扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の個人情報を取得する。被扶養者の個人情報は、例えば、扶養者が自治体に提出した申告書類の記載内容に基づく情報である。申告書類の記載事項は、申告書類の種類によって異なる。例えば、住民税の申告書類の記載事項は、氏名、生年月日、性別などである。以下の説明では、当該システムから取得された被扶養者の個人情報を「第1の個人情報」と表記する場合がある。

50

【 0 0 2 5 】

個人情報登録装置 1 0 0 は、例えば、個人住民税システムが有し、扶養者に対応付けて被扶養者の個人情報を記憶する DB (D a t a B a s e) にアクセスすることにより、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の第 1 の個人情報を取得する。個人住民税システムが有し、扶養者に対応付けて被扶養者の個人情報を記憶する DB は、例えば、図 2 および図 5 に後述する資料情報 DB 2 2 0 である。

【 0 0 2 6 】

(1 - 2) 個人情報登録装置 1 0 0 は、個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した被扶養者の第 1 の個人情報に含まれる個人番号が他のシステムに記憶されているか否かを判定する。個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムは、例えば、上述した宛名システムである。

10

【 0 0 2 7 】

個人情報登録装置 1 0 0 は、例えば、宛名システムが有し、個人情報を個人に対応付けた宛名情報を記憶する DB に、取得した被扶養者の第 1 の個人情報に含まれる個人番号が記憶されているか否かを、宛名システムに適用される業務サーバに問い合わせる。以下の説明では、宛名システムに適用される業務サーバを「宛名管理装置 1 0 1 」と表記する場合がある。宛名システムが有し、個人情報を個人に対応付けた宛名情報を記憶する DB は、例えば、図 2 および図 6 に後述する宛名情報 DB 2 3 0 である。

【 0 0 2 8 】

ここでは、個人情報登録装置 1 0 0 は、宛名システムが有する DB に、取得した被扶養者の第 1 の個人情報に含まれる個人番号が記憶されていないことを示す通知を、宛名管理装置 1 0 1 から受け付けたとする。個人情報登録装置 1 0 0 は、宛名管理装置 1 0 1 から受け付けた通知に基づいて、取得した被扶養者の第 1 の個人情報に含まれる個人番号が宛名システムに記憶されていないと判定する。

20

【 0 0 2 9 】

(1 - 3) 個人情報登録装置 1 0 0 は、取得した被扶養者の第 1 の個人情報に含まれる個人番号が他のシステムに記憶されていない場合、被扶養者の第 1 の個人情報のうち個人番号以外の情報に基づき、被扶養者が他のシステムに記憶されているか否かを判定する。個人番号以外の情報は、例えば、氏名、住所、生年月日、性別の基本 4 情報の少なくともいずれかを含む。

30

【 0 0 3 0 】

個人情報登録装置 1 0 0 は、例えば、宛名システムが有し、個人情報を個人に対応付けて記憶する DB に、取得した被扶養者の第 1 の個人情報に含まれる基本 4 情報を含む被扶養者についての宛名情報が記憶されているか否かを宛名管理装置 1 0 1 に問い合わせる。

【 0 0 3 1 】

ここでは、個人情報登録装置 1 0 0 は、宛名システムが有する DB に、取得した被扶養者の第 1 の個人情報に含まれる基本 4 情報を含む、被扶養者についての宛名情報が記憶されていないことを示す通知を、宛名管理装置 1 0 1 から受け付けたとする。個人情報登録装置 1 0 0 は、宛名管理装置 1 0 1 から受け付けた通知に基づいて、被扶養者についての宛名情報が宛名システムに記憶されていないと判定する。

40

【 0 0 3 2 】

(1 - 4) 個人情報登録装置 1 0 0 は、被扶養者が他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、被扶養者の個人情報を取得する。以下の説明では、住民基本台帳ネットワークシステムを「住基ネット」と表記する場合がある。また、以下の説明では、住基ネットから取得された被扶養者の個人情報を「第 2 の個人情報」と表記する場合がある。

【 0 0 3 3 】

個人情報登録装置 1 0 0 は、例えば、住基ネットに適用される業務サーバに、住基ネットが有し、個人情報を個人に対応付けた住基情報を記憶する DB に記憶された、第 1 の個人情報に含まれる個人番号に対応する被扶養者の第 2 の個人情報を問い合わせる。以下の

50

説明では、住基ネットに適用される業務サーバを「住基ネット管理装置102」と表記する場合がある。住基ネットが有し、個人情報個人に対応付けた住基情報を記憶するDBは、例えば、図2および図7に後述する住基情報DB240である。個人情報登録装置100は、問い合わせた結果、住基ネット管理装置102から、被扶養者の第2の個人情報を取得したとする。

【0034】

(1-5)個人情報登録装置100は、取得した被扶養者の第2の個人情報を他のシステムに記憶する。個人情報登録装置100は、例えば、取得した被扶養者の第2の個人情報を宛名管理装置101に送信することにより、取得した被扶養者の第2の個人情報を宛名システムが有するDBに登録させる。これによれば、個人情報登録装置100は、他のシステムに被扶養者の第2の個人情報を登録することができる。

10

【0035】

これにより、個人情報登録装置100は、自治体の職員が作業を行わなくても、被扶養者の第2の個人情報を、宛名システムが有するDBに登録することができ、自治体の職員の作業負担の増大を抑制することができる。このため、個人情報登録装置100は、宛名システムに効率よく被扶養者の第2の個人情報を登録することができる。

【0036】

また、個人情報登録装置100は、上記(1-2)や(1-3)において宛名システムに被扶養者の宛名情報が記憶されているか確認し、記憶されていない場合に(1-4)において住基ネット管理装置102への問い合わせを行う。このため、個人情報登録装置100は、宛名システムに被扶養者の宛名情報が記憶されていれば、住基ネット管理装置102への問い合わせを行わず、住基ネットにかかる処理負荷の増大を抑制することができる。同様に、個人情報登録装置100は、住基ネットとの通信量の増大を抑制することができる。

20

【0037】

また、個人情報登録装置100は、被扶養者の第1の個人情報よりも確度が高い、被扶養者の第2の個人情報を取得することができ、宛名システムが有するDBに第1の個人情報ではなく第2の個人情報を登録することができる。これにより、個人情報登録装置100は、宛名システムが有するDBの信頼性の低下を抑制することができる。

【0038】

結果として、個人情報登録装置100は、宛名システムが有するDBに登録された被扶養者の個人情報に基づいて、個人情報登録装置100が設置された自治体が、社会保障や納税の業務について他の自治体と連携しやすくすることができる。具体的には、個人情報登録装置100は、他の自治体において被扶養者である個人が、個人情報登録装置100が設置された自治体においても被扶養者であって2重扶養の状態になっているか否かを、宛名システムが有するDBに基づいて確認しやすくなる。

30

【0039】

ここでは、個人住民税システムに適用される業務サーバが個人情報登録装置100であり、宛名システムに適用される業務サーバが個人情報登録装置100とは異なるコンピュータである場合について説明したが、これに限らない。例えば、個人住民税システムに適用される業務サーバ、および、宛名システムに適用される業務サーバは、いずれも個人情報登録装置100によって実現されてもよい。

40

【0040】

(業務支援システム200のシステム構成例)

次に、図1に示した個人情報登録装置100を適用した、実施の形態にかかる業務支援システム200のシステム構成例について説明する。

【0041】

図2は、業務支援システム200のシステム構成例を示す説明図である。図2において、業務支援システム200は、個人情報登録装置100と、宛名管理装置101と、住基ネット管理装置102と、複数のクライアント装置201とを含む。

50

【0042】

業務支援システム200において、個人情報登録装置100と、宛名管理装置101と、住基ネット管理装置102と、クライアント装置201とは、有線または無線のネットワーク210を介して接続される。ネットワーク210は、例えば、LAN(Local Area Network)、WAN(Wide Area Network)などである。

【0043】

ここで、個人情報登録装置100は、資料情報DB220を有する。個人情報登録装置100は、例えば、自治体の税務システム、国民健康保険システム、国民年金システムなどの業務システムに適用される業務サーバである。資料情報DB220は、例えば、上述した資料情報を記憶する。資料情報は、例えば、扶養者が自治体に提出した住民税の申告書類の記載事項を示す情報である。資料情報は、例えば、申告書類を提出した扶養者の個人情報、扶養者が扶養する被扶養者の個人情報などを含む。資料情報DB220の記憶内容については、図5を用いて後述する。

10

【0044】

宛名管理装置101は、宛名情報DB230を有する。宛名管理装置101は、例えば、宛名システムに適用される業務サーバである。宛名情報DB230は、例えば、上述した宛名情報を記憶する。宛名情報は、管理対象となる個人を宛名システム上で一意に特定する宛名番号に、個人の個人情報を対応付けた情報である。宛名情報DB230の記憶内容については、図6を用いて後述する。

20

【0045】

住基ネット管理装置102は、住基情報DB240を有する。住基ネット管理装置102は、住基ネットに適用される業務サーバである。住基情報DB240は、住基情報を記憶する。住基情報は、例えば、マイナンバー制度に基づき住民票を有する国民一人一人に割り振られた個人番号、および、基本4情報などを含む。住基情報DB240の記憶内容については、図7を用いて後述する。

【0046】

クライアント装置201は、例えば、自治体の職員が使用するPC(Personal Computer)、ノートPC、タブレット端末、または、スマートフォンなどである。

30

【0047】

(個人情報登録装置100のハードウェア構成例)

次に、図3を用いて、個人情報登録装置100のハードウェア構成例について説明する。

【0048】

図3は、個人情報登録装置100のハードウェア構成例を示すブロック図である。図3において、個人情報登録装置100は、CPU(Central Processing Unit)301と、メモリ302と、I/F(Interface)303と、ディスクドライブ304と、ディスク305と、を有する。また、各構成部は、バス300によってそれぞれ接続される。

40

【0049】

ここで、CPU301は、個人情報登録装置100の全体の制御を司る。メモリ302は、例えば、ROM(Read Only Memory)、RAM(Random Access Memory)およびフラッシュROMなどを有する。具体的には、例えば、フラッシュROMやROMが各種プログラムを記憶し、RAMがCPU301のワークエリアとして使用される。メモリ302に記憶されるプログラムは、CPU301にロードされることで、コーディングされている処理をCPU301に実行させる。

【0050】

I/F303は、通信回線を通じてネットワーク210に接続され、ネットワーク210を介して他のコンピュータ(例えば、図2に示した宛名管理装置101、住基ネット管

50

理装置 102、クライアント装置 201 など) に接続される。そして、I/F 303 は、ネットワーク 210 と内部のインターフェースを司り、他のコンピュータからのデータの入出力を制御する。I/F 303 には、例えば、モデムや LAN アダプタなどを採用することができる。

【0051】

ディスクドライブ 304 は、CPU 301 の制御に従ってディスク 305 に対するデータのリード/ライトを制御する。ディスクドライブ 304 は、例えば、磁気ディスクドライブである。ディスク 305 は、ディスクドライブ 304 の制御で書き込まれたデータを記憶する不揮発メモリである。ディスク 305 は、例えば、磁気ディスク、光ディスクなどである。

10

【0052】

個人情報登録装置 100 は、上述した構成部のほか、例えば、SSD (Solid State Drive)、半導体メモリ、キーボード、マウス、ディスプレイなどを有することにしてもよい。また、個人情報登録装置 100 は、ディスクドライブ 304 およびディスク 305 の代わりに、SSD および半導体メモリなどを有していてもよい。

【0053】

(宛名管理装置 101 のハードウェア構成例)

ここで、宛名管理装置 101 のハードウェア構成例は、例えば、図 3 に示した個人情報登録装置 100 のハードウェア構成例と同様であるため、説明を省略する。

【0054】

20

(住基ネット管理装置 102 のハードウェア構成例)

ここで、住基ネット管理装置 102 のハードウェア構成例は、例えば、図 3 に示した個人情報登録装置 100 のハードウェア構成例と同様であるため、説明を省略する。

【0055】

(クライアント装置 201 のハードウェア構成例)

次に、図 4 を用いて、クライアント装置 201 のハードウェア構成例について説明する。

【0056】

図 4 は、クライアント装置 201 のハードウェア構成例を示すブロック図である。図 4 において、クライアント装置 201 は、CPU 401 と、メモリ 402 と、ディスクドライブ 403 と、ディスク 404 と、I/F 405 と、ディスプレイ 406 と、入力装置 407 とを有する。また、各構成部はバス 400 によってそれぞれ接続される。

30

【0057】

ここで、CPU 401 は、クライアント装置 201 の全体の制御を司る。メモリ 402 は、例えば、ROM、RAM およびフラッシュ ROMなどを有する。具体的には、例えば、フラッシュ ROM や ROM が各種プログラムを記憶し、RAM が CPU 401 のワークエリアとして使用される。メモリ 402 に記憶されるプログラムは、CPU 401 にロードされることで、コーディングされている処理を CPU 401 に実行させる。

【0058】

ディスクドライブ 403 は、CPU 401 の制御に従ってディスク 404 に対するデータのリード/ライトを制御する。ディスク 404 は、ディスクドライブ 403 の制御で書き込まれたデータを記憶する。ディスク 404 としては、例えば、磁気ディスク、光ディスクなどが挙げられる。

40

【0059】

I/F 405 は、通信回線を通じてネットワーク 210 に接続され、ネットワーク 210 を介して他のコンピュータ (例えば、図 2 に示した個人情報登録装置 100) に接続される。そして、I/F 405 は、ネットワーク 210 と内部のインターフェースを司り、他のコンピュータからのデータの入出力を制御する。

【0060】

ディスプレイ 406 は、カーソル、アイコンあるいはツールボックスをはじめ、文書、

50

画像、機能情報などのデータを表示する。ディスプレイ406は、例えば、CRT(Cathode Ray Tube)、液晶ディスプレイ、有機EL(Electroluminescence)ディスプレイなどを採用することができる。

【0061】

入力装置407は、文字、数字、各種指示などの入力のためのキーを有し、データの入力を行う。入力装置407は、キーボードやマウスなどであってもよく、また、タッチパネル式の入力パッドやテンキーなどであってもよい。

【0062】

クライアント装置201は、上述した構成部のうち、例えば、ディスクドライブ403、ディスク404などを有さないことにしてもよい。また、クライアント装置201は、上述した構成部のほか、例えば、SSD、半導体メモリ、スキャナ、プリンタなどを有することにしてもよい。

10

【0063】

(資料情報DB220の記憶内容)

次に、図5を用いて、個人情報登録装置100が有する資料情報DB220の記憶内容について説明する。資料情報DB220は、例えば、図3に示したメモリ302、ディスク305などの記憶装置により実現される。

【0064】

図5は、資料情報DB220の記憶内容の一例を示す説明図である。図5において、資料情報DB220は、資料番号、問い合わせフラグ、続柄、宛名番号、個人番号、氏名(カナ)、氏名(漢字)、生年月日、性別、および、住所のフィールドを有する。各フィールドに情報を設定することにより、資料情報(例えば、資料情報500-1, 500-2, 500-3)がレコードとして記憶される。

20

【0065】

ここで、資料番号は、扶養者から自治体に提出された申告書類を識別する番号である。問い合わせフラグは、申告書類に記載された被扶養者の個人情報について、住基ネットに問い合わせるか否かを示すフラグである。

【0066】

続柄は、申告書類を提出した扶養者との関係を示す情報である。宛名番号は、扶養者または被扶養者を、宛名システムにおいて一意に特定する番号である。個人番号は、マイナンバー制度に基づき扶養者または被扶養者を特定する固有の番号である。

30

【0067】

氏名(カナ)は、個人住民税システムにおいて管理対象となる扶養者または被扶養者のカナ表記された氏名である。氏名(漢字)は、個人住民税システムにおいて管理対象となる扶養者または被扶養者の漢字表記された氏名である。生年月日は、個人住民税システムにおいて管理対象となる扶養者または被扶養者の生年月日である。

【0068】

性別は、個人住民税システムにおいて管理対象となる扶養者または被扶養者の性別である。住所は、個人住民税システムにおいて管理対象となる扶養者または被扶養者の日本語表記された住所である。また、図示は省略するが、資料情報DB220には、例えば、資料番号と対応付けて、申告書類に記載された所得内容や控除内容などの情報が記憶されてもよい。

40

【0069】

(宛名情報DB230の記憶内容)

次に、図6を用いて、宛名管理装置101が有する宛名情報DB230の記憶内容について説明する。宛名情報DB230は、例えば、図2に示した宛名管理装置101が有するメモリやディスクなどの記憶装置により実現される。

【0070】

図6は、宛名情報DB230の記憶内容の一例を示す説明図である。図6において、宛名情報DB230は、宛名番号、個人番号、氏名(カナ)、氏名(漢字)、生年月日、性

50

別、および、住所のフィールドを有する。各フィールドに情報を設定することにより、宛名情報（例えば、宛名情報 6 0 0 - 1 , 6 0 0 - 2 ）がレコードとして記憶される。

【 0 0 7 1 】

ここで、宛名番号は、宛名システムにおいて管理対象となる個人を特定する番号である。個人番号は、マイナンバー制度に基づき、宛名システムにおいて管理対象となる個人に割り振られた固有の番号である。氏名（カナ）は、宛名システムにおいて管理対象となる個人のカナ表記された氏名である。氏名（漢字）は、宛名システムにおいて管理対象となる個人の漢字表記された氏名である。

【 0 0 7 2 】

生年月日は、宛名システムにおいて管理対象となる個人の生年月日である。性別は、宛名システムにおいて管理対象となる個人の性別である。住所は、宛名システムにおいて管理対象となる個人の日本語表記された住所である。また、図示は省略するが、宛名情報 DB 2 3 0 には、例えば、宛名番号と対応付けて、世帯情報（世帯番号、続柄等）、異動事由、異動日などの情報が記憶されていてもよい。

【 0 0 7 3 】

（住基情報 DB 2 4 0 の記憶内容）

次に、図 7 を用いて、個人情報登録装置 1 0 0 が有する住基情報 DB 2 4 0 の記憶内容について説明する。住基情報 DB 2 4 0 は、例えば、図 2 に示した住基ネット管理装置 1 0 2 が有するメモリやディスクなどの記憶装置により実現される。

【 0 0 7 4 】

図 7 は、住基情報 DB 2 4 0 の記憶内容の一例を示す説明図である。図 7 において、住基情報 DB 2 4 0 は、個人番号、氏名（カナ）、氏名（漢字）、生年月日、性別、および、住所のフィールドを有する。各フィールドに情報を設定することにより、住基情報（例えば、住基情報 7 0 0 - 1 , 7 0 0 - 2 , 7 0 0 - 3 , 7 0 0 - 4 ）がレコードとして記憶される。

【 0 0 7 5 】

ここで、個人番号は、マイナンバー制度に基づき、住基ネットにおいて管理対象となる個人に割り振られた固有の番号である。氏名（カナ）は、住基ネットにおいて管理対象となる個人のカナ表記された氏名である。氏名（漢字）は、住基ネットにおいて管理対象となる個人の漢字表記された氏名である。

【 0 0 7 6 】

生年月日は、住基ネットにおいて管理対象となる個人の生年月日である。性別は、住基ネットにおいて管理対象となる個人の性別である。住所は、住基ネットにおいて管理対象となる個人の日本語表記された住所である。また、図示は省略するが、住基情報 DB 2 4 0 には、例えば、個人番号と対応付けて、世帯情報（世帯番号、続柄等）、異動事由、異動日などの情報が記憶されていてもよい。

【 0 0 7 7 】

（個人情報登録装置 1 0 0 の機能的構成例）

次に、図 8 を用いて、個人情報登録装置 1 0 0 の機能的構成例について説明する。

【 0 0 7 8 】

図 8 は、個人情報登録装置 1 0 0 の機能的構成例を示すブロック図である。個人情報登録装置 1 0 0 は、取得部 8 0 1 と、判定部 8 0 2 と、登録部 8 0 3 とを含む。取得部 8 0 1 ~ 登録部 8 0 3 は、制御部となる機能であり、例えば、図 3 に示したメモリ 3 0 2 、ディスク 3 0 5 などの記憶装置に記憶されたプログラムを CPU 3 0 1 に実行させることにより、または、I / F 3 0 3 により、その機能を実現する。各機能部の処理結果は、例えば、メモリ 3 0 2 、ディスク 3 0 5 などの記憶領域に記憶される。

【 0 0 7 9 】

取得部 8 0 1 は、扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報記憶システムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の個人情報を取得する。扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を

10

20

30

40

50

記憶するシステムとは、自治体の業務システムである。当該システムは、例えば、個人住民税システムである。当該システムは、例えば、国民健康保険システム、国民年金システムなどであってもよい。

【0080】

被扶養者の個人情報、例えば、扶養者が自治体に提出した申告書類の記載内容に基づく情報である。被扶養者の個人情報は、例えば、扶養者が自治体に提出した申告書類の記載内容に基づく情報である。申告書類の記載事項は、申告書類の種類によって異なる。例えば、住民税の申告書類の記載事項は、扶養者の氏名、生年月日、性別、住所、および、被扶養者の氏名、生年月日、性別などである。また、申告書類の記載事項は、扶養者の個人番号や被扶養者の個人番号を含むようになる傾向がある。

10

【0081】

取得部801は、例えば、個人住民税システムが有し、扶養者に対応付けて被扶養者の個人情報を記憶するDBにアクセスすることにより、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の第1の個人情報を取得する。当該DBは、例えば、図5に示した資料情報DB220である。

【0082】

取得部801は、具体的には、資料情報DB220を参照して、扶養者「安心太郎」に扶養される被扶養者「安心花子」のレコード500-2の個人番号のフィールドを参照して、被扶養者「安心花子」の個人番号「22222222222222」を取得する。これにより、取得部801は、判定部802が、個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムに、被扶養者が記憶されているか否かを判定する際に用いられる情報を取得して、判定部802に出力することができる。

20

【0083】

また、取得部801は、具体的には、資料情報DB220を参照して、被扶養者「安心花子」のレコード500-2の個人番号のフィールドを参照して、被扶養者「安心花子」の基本4情報を取得する。取得部801は、より具体的には、基本4情報として、氏名「安心花子、アンシンハナコ」、生年月日「19880511」、性別「女」、住所「東京都あんしん市...」を取得する。これにより、取得部801は、判定部802が、個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムに、被扶養者が記憶されているか否かを判定する際に用いられる情報を取得して、判定部802に出力することができる。

30

【0084】

判定部802は、個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した個人情報に含まれる個人番号が他のシステムに記憶されているか否かを判定する。個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムは、例えば、上述した宛名システムである。判定部802は、例えば、宛名システムが有し、個人情報を個人に対応付けた宛名情報を記憶するDBに、取得した被扶養者の第1の個人情報に含まれる個人番号が記憶されているか否かを、宛名管理装置101に問い合わせる。宛名システムが有し、個人情報を個人に対応付けた宛名情報を記憶するDBは、例えば、図6に示した宛名情報DB230である。

【0085】

判定部802は、具体的には、取得した個人番号「22222222222222」が宛名情報DB230に記憶されているか否かを、宛名管理装置101に問い合わせる。そして、判定部802は、宛名管理装置101からの応答に応じて、取得した個人番号「22222222222222」が宛名情報DB230に記憶されているか否かを判定する。これにより、判定部802は、宛名システムに被扶養者が記憶されているか否かに応じて、取得部801に対して被扶養者の個人情報を住基ネットから取得するか否かを指示することができる。

40

【0086】

判定部802は、個人番号が他のシステムに記憶されていない場合、取得した個人情報のうち、個人番号以外の情報に基づき、被扶養者が他のシステムに記憶されているか否か

50

を判定する。個人番号以外の情報は、被扶養者の氏名、住所、生年月日、および性別の少なくともいずれかを含む。判定部 802 は、例えば、宛名システムが有し、個人情報をも個人に対応付けて記憶する DB に、取得した被扶養者の第 1 の個人情報に含まれる基本 4 情報を含む、被扶養者についての宛名情報が記憶されているか否かを、宛名管理装置 101 に問い合わせる。

【0087】

判定部 802 は、具体的には、取得した基本 4 情報を含む宛名情報が宛名情報 DB 230 に記憶されているか否かを、宛名管理装置 101 に問い合わせる。そして、取得部 801 は、宛名管理装置 101 からの応答に応じて、取得した基本 4 情報が宛名情報 DB 230 に記憶されているか否かを判定する。これにより、判定部 802 は、宛名システムに被扶養者が記憶されているか否かに応じて、取得部 801 に対して被扶養者の個人情報を住基ネットから取得するか否かを指示することができる。

10

【0088】

ここで、判定部 802 は、氏名や住所などの記載方法の揺れを考慮してもよい。判定部 802 は、例えば、取得した基本 4 情報のうちの住所「東京都あんしん市 - - x」である場合に、住所「東京都あんしん市 丁目 番 x 号」を含む宛名情報が記憶されているかを問い合わせてもよい。

【0089】

取得部 801 は、被扶養者が他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、被扶養者の個人情報を取得する。取得部 801 は、例えば、住基ネット管理装置 102 に、住基ネットが有し、個人情報を個人に対応付けた住基情報を記憶する DB に記憶された、取得した被扶養者の第 1 の個人情報に含まれる個人番号に対応する被扶養者の第 2 の個人情報を問い合わせる。住基ネットが有し、個人情報を個人に対応付けた住基情報を記憶する DB は、例えば、図 7 に示した住基情報 DB 240 である。

20

【0090】

取得部 801 は、具体的には、個人番号に基づいて住基ネットに問い合わせることにより、被扶養者の第 2 の個人情報を取得する。第 2 の個人情報は、例えば、基本 4 情報を含む。第 2 の個人情報は、個人番号を含んでもよい。

【0091】

取得部 801 は、より具体的には、被扶養者「安心花子」のレコード 500 - 2 の個人番号のフィールドを参照して、被扶養者「安心花子」の個人番号「2222222222222222」を取得する。次に、個人情報登録装置 100 は、取得した個人番号「2222222222222222」に対応する被扶養者「安心花子」の個人情報を、住基ネット管理装置 102 に問い合わせる。

30

【0092】

そして、個人情報登録装置 100 は、住基ネット管理装置 102 から、取得した個人番号「2222222222222222」に対応する被扶養者「安心花子」の個人情報を受信する。また、取得部 801 は、被扶養者の第 1 の個人情報のうち個人番号以外の情報に基づいて住基ネットに問い合わせることにより、被扶養者の第 2 の個人情報を取得してもよい。これにより、取得部 801 は、登録部 803 が宛名システムに登録させる被扶養者の第 2 の個人情報を取得し、登録部 803 に出力することができる。

40

【0093】

登録部 803 は、取得した被扶養者の個人情報を他のシステムに記憶する。登録部 803 は、例えば、取得した被扶養者の第 2 の個人情報を宛名管理装置 101 に送信することにより、取得した被扶養者の第 2 の個人情報を宛名システムが有する DB に登録させる。

【0094】

登録部 803 は、具体的には、受信した被扶養者「安心花子」の個人情報を宛名管理装置 101 に送信することにより、被扶養者「安心花子」の個人情報を宛名情報 DB 230 に登録させる。これにより、登録部 803 は、被扶養者「安心花子」の個人情報を宛名情

50

報DB230に登録させ、宛名管理装置101が被扶養者「安心花子」について宛名番号を付設可能にすることができる。

【0095】

ここでは、取得部801～登録部803が、個人情報登録装置100によって実現される場合について説明したが、これに限らない。例えば、個人情報登録装置100が宛名システムに被扶養者が記憶されているか否かを判定し、判定した結果を宛名管理装置101に送信してもよい。そして、宛名管理装置101が、住基ネット管理装置102から被扶養者の個人情報を取得し、取得した被扶養者の個人情報を宛名情報DB230に登録してもよい。

【0096】

(個人情報登録装置100の判定動作の一例)

次に、図9および図10を用いて、個人情報登録装置100の判定動作の一例について説明する。

【0097】

図9および図10は、個人情報登録装置100の判定動作の一例を示す説明図である。図9および図10の例では、図2に示した業務支援システム200において、個人情報登録装置100が資料番号「104」の申告書類に関する資料情報について実行する判定動作について説明する。以下の説明では、申告書類が、住民税の申告書類である場合を例に挙げる。住民税の申告書類の記載事項は、例えば、扶養者の氏名、生年月日、性別、住所、および、被扶養者の氏名、生年月日、性別などである。

【0098】

図9において、(9-1)個人情報登録装置100は、資料情報DB220を参照する。個人情報登録装置100は、例えば、資料情報DB220のうち、扶養者「安心太郎」に扶養される被扶養者「安心花子」のレコード500-2の個人番号のフィールドを参照して、被扶養者「安心花子」の個人番号「2222222222222222」を取得する。

【0099】

(9-2)個人情報登録装置100は、取得した個人番号「2222222222222222」が宛名情報DB230に記憶されているか否かを、宛名管理装置101に問い合わせる。そして、個人情報登録装置100は、宛名管理装置101からの応答に応じて、取得した個人番号「2222222222222222」が宛名情報DB230に記憶されているか否かを判定する。

【0100】

ここで、個人情報登録装置100は、宛名情報DB230に記憶されていれば、宛名情報DB230に被扶養者「安心花子」の宛名情報となるレコードが記憶されていると判定する。そして、個人情報登録装置100は、被扶養者「安心花子」の個人情報を住基ネット管理装置102に問い合わせなくてもよいと判定する。一方で、個人情報登録装置100は、宛名情報DB230に記憶されていなければ、図10の動作に移行する。

【0101】

図10において、(10-1)個人情報登録装置100は、資料情報DB220を参照して、被扶養者「安心花子」のレコード500-2の個人番号のフィールドを参照して、被扶養者「安心花子」の基本4情報を取得する。個人情報登録装置100は、例えば、基本4情報として、氏名「安心花子、アンシンハナコ」、生年月日「19880511」、性別「女」、住所「東京都あんしん市...」を取得する。

【0102】

(10-2)個人情報登録装置100は、取得した基本4情報を含む宛名情報が宛名情報DB230に記憶されているか否かを、宛名管理装置101に問い合わせる。そして、個人情報登録装置100は、宛名管理装置101からの応答に応じて、取得した基本4情報が宛名情報DB230に記憶されているか否かを判定する。

【0103】

ここで、個人情報登録装置100は、宛名情報DB230に記憶されていれば、宛名情

10

20

30

40

50

報DB230に被扶養者「安心花子」の宛名情報となるレコードが記憶されていると判定する。そして、個人情報登録装置100は、被扶養者「安心花子」の個人情報を住基ネット管理装置102に問い合わせなくてもよいと判定する。一方で、個人情報登録装置100は、宛名情報DB230に記憶されていなければ、宛名情報DB230に被扶養者「安心花子」の宛名情報となるレコードが記憶されていないと判定する。

【0104】

同様に、個人情報登録装置100は、宛名情報DB230に、扶養者「安心太郎」に扶養される被扶養者「安心一郎」の宛名情報となるレコードが記憶されているか否かを判定する。個人情報登録装置100は、資料番号「104」の申告書類に記載の被扶養者のうち、宛名情報となるレコードが記憶されていない被扶養者がいれば、資料番号「104」に応じた問い合わせフラグのフィールドに「要」を設定する。

10

【0105】

一方で、個人情報登録装置100は、資料番号「104」の申告書類に記載の被扶養者のうち、すべての被扶養者について宛名情報となるレコードが記憶されていれば、資料番号「104」に応じた問い合わせフラグを「不要」に設定する。その後、個人情報登録装置100は、クライアント装置201からの要求に応じて、資料情報をクライアント装置201に表示させることができる。これにより、個人情報登録装置100は、被扶養者についての宛名情報が、宛名システムに登録済みであるか否かを判定することができる。

【0106】

このとき、まず、個人情報登録装置100は、被扶養者の個人番号を用いて、被扶養者についての宛名情報が宛名システムに登録済みであるか否かを、宛名システムに問い合わせることができる。このため、個人情報登録装置100は、基本4情報よりも被扶養者を一意に特定しやすい個人番号を用いて宛名システムが被扶養者についての宛名情報を探索可能にすることができ、宛名システムの処理負荷の増大を抑制することができる。

20

【0107】

そして、個人情報登録装置100は、被扶養者についての宛名情報が宛名システムに登録済みであれば、被扶養者の基本4情報を用いて被扶養者についての宛名情報が宛名システムに登録済みであるか否かを宛名システムに問い合わせなくてもよい。結果として、個人情報登録装置100は、被扶養者の基本4情報を用いて宛名システムが被扶養者についての宛名情報を探索しなくてもよいようにすることができ、宛名システムの処理負荷の増大を抑制することができる。

30

【0108】

一方で、個人情報登録装置100は、被扶養者についての宛名情報が宛名システムに登録済みでなくても、被扶養者の基本4情報を用いて被扶養者についての宛名情報が宛名システムに登録済みであるか否かを宛名システムに問い合わせることができる。そして、個人情報登録装置100は、被扶養者についての宛名情報が宛名システムに登録済みであるか否かに応じて、被扶養者の個人情報について住基ネットに問い合わせるか否かを判定することができる。

【0109】

(資料情報表示画面1100の画面例)

40

次に、図11～図13を用いて、クライアント装置201のディスプレイ406に表示される資料情報表示画面1100の画面例について説明する。

【0110】

図11および図12は、資料情報表示画面1100の画面例を示す説明図である。図11の画面例は、例えば、すべての被扶養者について宛名情報となるレコードが記憶されているときの資料情報表示画面1100の画面例である。個人情報登録装置100は、資料情報DB220を参照して、クライアント装置201に資料情報表示画面1100を表示させる。

【0111】

図11に示すように、資料情報表示画面1100は、扶養者の個人情報を表示する表示

50

欄 1 1 0 1 と、扶養者の配偶者である被扶養者の個人情報を表示する表示欄 1 1 0 2 と、扶養者の扶養親族である被扶養者の個人情報を表示する表示欄 1 1 0 3 とを含む。また、表示欄 1 1 0 1 には、資料情報 DB 2 2 0 の問い合わせフラグのフィールドに設定された情報が表示される表示欄 1 1 0 4 が含まれる。

【 0 1 1 2 】

具体的には、表示欄 1 1 0 1 には、扶養者「安心太郎」の個人情報として、氏名「アンシタロウ」、生年月日「1987/12/28」が表示される。また、表示欄 1 1 0 1 には、扶養者「安心太郎」の宛名情報が宛名情報 DB 2 3 0 に記憶されているか否かを示す情報として、確認区分「AA1」が表示される。確認区分「AA1」は、扶養者「安心太郎」の個人番号や基本 4 情報を含む宛名情報が、宛名情報 DB 2 3 0 に記憶されていることを示す。

10

【 0 1 1 3 】

また、表示欄 1 1 0 2 には、被扶養者「安心花子」の個人情報として、氏名「アンシンハナコ」、生年月日「1988/05/11」が表示される。また、表示欄 1 1 0 2 には、被扶養者「安心花子」の宛名情報が宛名情報 DB 2 3 0 に記憶されているか否かを示す情報として、確認区分「AB1」が表示される。確認区分「AB1」は、被扶養者「安心花子」の個人番号や基本 4 情報を含む宛名情報が、宛名情報 DB 2 3 0 に記憶されていることを示す。

【 0 1 1 4 】

また、表示欄 1 1 0 3 には、被扶養者「安心一郎」の個人情報として、氏名「アンシンイチロウ」、生年月日「2010/10/10」が表示される。また、表示欄 1 1 0 3 には、被扶養者「安心一郎」の宛名情報が宛名情報 DB 2 3 0 に記憶されているか否かを示す情報として、確認区分「AB1」が表示される。確認区分「AB1」は、被扶養者「安心一郎」の個人番号や基本 4 情報を含む宛名情報が、宛名情報 DB 2 3 0 に記憶されていることを示す。

20

【 0 1 1 5 】

また、表示欄 1 1 0 4 には、被扶養者の個人情報を住基ネット管理装置 1 0 2 に問い合わせなくてもよいことを示す、住基ネット問い合わせ「不要」が表示される。これにより、クライアント装置 2 0 1 の利用者は、宛名情報 DB 2 3 0 に宛名情報が記憶されていない被扶養者が誰かを把握することができる。ここで、図 1 2 の説明に移行する。

30

【 0 1 1 6 】

図 1 2 の画面例は、例えば、いずれかの被扶養者について宛名情報となるレコードが記憶されていないときの資料情報表示画面 1 1 0 0 の画面例である。図 1 2 に示すように、資料情報表示画面 1 1 0 0 は、図 1 1 と同様に、表示欄 1 1 0 1 と、表示欄 1 1 0 2 と、表示欄 1 1 0 3 とを含む。また、図 1 1 と同様に、表示欄 1 1 0 1 には、表示欄 1 1 0 4 が含まれる。

【 0 1 1 7 】

具体的には、表示欄 1 1 0 1 には、扶養者「安心太郎」の個人情報として、氏名「アンシタロウ」、生年月日「1987/12/28」が表示される。また、表示欄 1 1 0 1 には、確認区分「AA1」が表示される。

40

【 0 1 1 8 】

また、表示欄 1 1 0 2 には、被扶養者「安心花子」の個人情報として、氏名「アンシンハナコ」、生年月日「1988/05/11」が表示される。また、表示欄 1 1 0 2 には、確認区分「EXX」が表示される。確認区分「EXX」は、被扶養者「安心花子」についての宛名情報が、宛名情報 DB 2 3 0 に記憶されていないことを示す。

【 0 1 1 9 】

また、表示欄 1 1 0 3 には、被扶養者「安心一郎」の個人情報として、氏名「アンシンイチロウ」、生年月日「2010/10/10」が表示される。また、表示欄 1 1 0 3 には、被扶養者「安心一郎」の宛名情報が宛名情報 DB 2 3 0 に記憶されているか否かを示す情報として、確認区分「EXX」が表示される。確認区分「EXX」は、被扶養者「安

50

心一郎」についての宛名情報が、宛名情報DB230に記憶されていないことを示す。

【0120】

また、表示欄1104には、宛名情報DB230に宛名情報が記憶されていない被扶養者がおり、被扶養者の個人情報住基ネット管理装置102に問い合わせることを示す、住基ネット問い合わせ「要」が表示される。これにより、クライアント装置201の利用者は、宛名情報DB230に宛名情報が記憶されていない被扶養者が誰かを把握することができる。ここで、図13の説明に移行する。

【0121】

図13は、詳細情報表示画面1300の画面例を示す説明図である。図13の画面例は、例えば、資料情報表示画面1100から遷移可能な詳細情報表示画面1300の画面例である。個人情報登録装置100は、例えば、資料情報DB220を参照して、クライアント装置201に詳細情報表示画面1300を表示させる。

10

【0122】

図13に示すように、詳細情報表示画面1300は、扶養者の個人情報を表示する表示欄1301～1304と、申告書類に記載された所得内容や控除内容などの情報を表示する表示欄1305を含む。

【0123】

具体的には、表示欄1301には、扶養者「安心太郎」の氏名「安心太郎、アンシンタロウ」が表示される。表示欄1302には、扶養者「安心太郎」の生年月日「1987/12/28」が表示される。表示欄1303には、扶養者「安心太郎」の性別「男」が表示される。表示欄1304には、扶養者「安心太郎」の住所「東京都あんしん市...」が表示される。

20

【0124】

表示欄1305には、申告書類に記載された所得内容や控除内容などの情報が表示される。これにより、クライアント装置201の利用者は、扶養者の個人情報や、申告書類に記載された所得内容や控除内容などの情報を把握することができる。また、クライアント装置201の利用者は、把握した情報に基づいて、クライアント装置201を介して、個人情報登録装置100に資料情報DB220に記憶された被扶養者の個人情報を修正させてもよい。

【0125】

(個人情報登録装置100の登録動作の一例)

30

次に、図14を用いて、個人情報登録装置100の登録動作の一例について説明する。

【0126】

図14は、個人情報登録装置100の登録動作の一例を示す説明図である。図14の例では、図9および図10における個人情報登録装置100の判定動作の後に実行される、個人情報登録装置100が被扶養者の個人情報を宛名情報DB230に登録する登録動作について説明する。

【0127】

図14において、(14-1)個人情報登録装置100は、資料情報DB220を参照して、問い合わせフラグのフィールドに「要」が設定され、宛名番号のフィールドが空である被扶養者「安心花子」を特定する。そして、個人情報登録装置100は、特定した被扶養者「安心花子」のレコード500-2の個人番号のフィールドを参照して、被扶養者「安心花子」の個人番号「222222222222」を取得する。

40

【0128】

(14-2)個人情報登録装置100は、取得した個人番号「222222222222」に対応する被扶養者「安心花子」の個人情報を、住基ネット管理装置102に問い合わせる。そして、個人情報登録装置100は、住基ネット管理装置102から、取得した個人番号「222222222222」に対応する被扶養者「安心花子」の個人情報を受信する。

【0129】

50

(14-3) 個人情報登録装置100は、受信した被扶養者「安心花子」の個人情報を基に、個人番号「222222222222」を含む被扶養者「安心花子」の個人情報を、宛名管理装置101に送信する。これにより、個人情報登録装置100は、被扶養者「安心花子」の個人情報を受信した宛名管理装置101に、被扶養者「安心花子」の個人情報を宛名情報DB230に登録させることができる。

【0130】

同様に、個人情報登録装置100は、被扶養者「安心一郎」の個人情報を、宛名管理装置101に送信し、被扶養者「安心一郎」の個人情報を宛名情報DB230に登録させてもよい。そして、個人情報登録装置100は、被扶養者「安心花子」や被扶養者「安心一郎」の個人情報が宛名情報DB230に登録された後は、問い合わせフラグのフィールドを「不要」に設定し、住基ネット管理装置102に重複して問い合わせないようにする。

10

【0131】

このように、個人情報登録装置100は、被扶養者「安心花子」の個人情報を宛名情報DB230に登録させ、宛名管理装置101が被扶養者「安心花子」について宛名番号を付設可能にすることができる。結果として、宛名管理装置101は、被扶養者「安心花子」について宛名番号を付設することができ、自治体における社会保障や納税の業務の効率化を図り、または、社会保障や納税の業務について他の自治体と連携しやすくすることができる。

【0132】

具体的には、宛名管理装置101は、被扶養者「安心花子」に宛名番号を割り振り、受信した被扶養者「安心花子」の個人情報と対応付けて、宛名情報DB230に登録する。さらに、宛名管理装置101は、宛名システムを統括する連携サーバ(不図示)を介して、被扶養者「安心花子」の個人番号を基に、国向けに設置されたコアサーバ(不図示)から被扶養者「安心花子」に対し団体内統合宛名番号を割り振らせる。

20

【0133】

以降、割り振られた団体内統合宛名番号を基に、国向けに設置されたコアサーバ(不図示)を介して、他の自治体は、資料情報DB220における被扶養者「安心花子」についての記憶内容について問い合わせることが可能になる。結果として、自治体間では、被扶養者「安心花子」の個人番号のやり取りをしなくても、被扶養者「安心花子」が扶養者に扶養されていることが把握可能になる。

30

【0134】

また、個人情報登録装置100は、宛名管理装置101から、被扶養者「安心花子」に割り振られた宛名番号を受信し、資料情報DB220に登録してもよい。そして、個人情報登録装置100は、資料情報表示画面1100を表示して、登録した宛名番号をクライアント装置の利用者が把握可能にしてもよい。

【0135】

以上に説明した個人情報登録装置100の判定動作および登録動作は、一連の動作として処理されてもよいし、それぞれ別々の動作として処理されてもよい。例えば、個人情報登録装置100は、被扶養者について判定動作を行い、当該被扶養者についての宛名情報が宛名システムに登録済みでないと判定された場合、続けて登録動作を行うようにしてもよい。また、例えば、個人情報登録装置100は、定期的に被扶養者それぞれについて判定動作を行い、定期的に宛名情報が宛名システムに登録済みでないと判定された被扶養者について登録動作を行うようにしてもよい。

40

【0136】

(確認処理手順の一例)

次に、図15を用いて、確認処理手順の一例について説明する。

【0137】

図15は、確認処理手順の一例を示すフローチャートである。図15において、まず、個人情報登録装置100は、資料情報DB220の被扶養者の個人番号のフィールドを参照する(ステップS1501)。次に、個人情報登録装置100は、個人番号があるか否

50

かを判定する（ステップ S 1 5 0 2）。ここで、個人番号がない場合（ステップ S 1 5 0 2 : N o）、個人情報登録装置 1 0 0 は、ステップ S 1 5 0 5 の処理に移行する。

【 0 1 3 8 】

一方で、個人番号がある場合（ステップ S 1 5 0 2 : Y e s）、個人情報登録装置 1 0 0 は、個人番号が宛名システムに登録済みであるか否かを宛名システムに問い合わせる（ステップ S 1 5 0 3）。次に、個人情報登録装置 1 0 0 は、個人番号が宛名システムに登録済みであるか否かを判定する（ステップ S 1 5 0 4）。ここで、登録済みである場合（ステップ S 1 5 0 4 : Y e s）、個人情報登録装置 1 0 0 は、確認処理を終了する。

【 0 1 3 9 】

一方で、登録済みではない場合（ステップ S 1 5 0 4 : N o）、個人情報登録装置 1 0 0 は、資料情報 DB 2 2 0 の被扶養者の基本 4 情報のフィールドから、基本 4 情報の少なくともいずれかを読み出す（ステップ S 1 5 0 5）。次に、個人情報登録装置 1 0 0 は、読み出した基本 4 情報の少なくともいずれかを含む宛名情報が宛名システムに登録済みであるか否かを判定する（ステップ S 1 5 0 6）。ここで、登録済みである場合（ステップ S 1 5 0 6 : Y e s）、個人情報登録装置 1 0 0 は、確認処理を終了する。

10

【 0 1 4 0 】

一方で、登録済みではない場合（ステップ S 1 5 0 6 : N o）、個人情報登録装置 1 0 0 は、被扶養者を住基ネットへの問い合わせ対象として記憶する（ステップ S 1 5 0 7）。そして、個人情報登録装置 1 0 0 は、確認処理を終了する。これにより、個人情報登録装置 1 0 0 は、被扶養者についての宛名情報が、宛名システムに登録済みであるか否かを判定することができる。

20

【 0 1 4 1 】

（登録処理手順の一例）

次に、図 1 6 を用いて、登録処理手順の一例について説明する。

【 0 1 4 2 】

図 1 6 は、登録処理手順の一例を示すフローチャートである。図 1 6 において、まず、個人情報登録装置 1 0 0 は、住基ネットへの問い合わせ対象となる被扶養者の個人番号を取得する（ステップ S 1 6 0 1）。

【 0 1 4 3 】

次に、個人情報登録装置 1 0 0 は、取得した被扶養者の個人番号に基づいて住基ネットに、被扶養者の個人情報を問い合わせる（ステップ S 1 6 0 2）。そして、個人情報登録装置 1 0 0 は、住基ネットに被扶養者の個人情報があつたか否かを判定する（ステップ S 1 6 0 3）。ここで、被扶養者の個人情報がない場合（ステップ S 1 6 0 3 : N o）、個人情報登録装置 1 0 0 は、登録処理手順を終了する。

30

【 0 1 4 4 】

一方で、被扶養者の個人情報がある場合（ステップ S 1 6 0 3 : Y e s）、個人情報登録装置 1 0 0 は、被扶養者の個人情報が宛名システムに登録済みであるか否かを判定する（ステップ S 1 6 0 4）。ここで、登録済みである場合（ステップ S 1 6 0 4 : Y e s）、個人情報登録装置 1 0 0 は、登録処理を終了する。

【 0 1 4 5 】

一方で、登録済みではない場合（ステップ S 1 6 0 4 : N o）、個人情報登録装置 1 0 0 は、住基ネットから取得した被扶養者の個人情報を宛名システムに登録させ（ステップ S 1 6 0 5）、登録処理を終了する。これにより、個人情報登録装置 1 0 0 は、宛名管理装置 1 0 1 が被扶養者について宛名番号を付設可能にすることができる。

40

【 0 1 4 6 】

以上説明したように、個人情報登録装置 1 0 0 によれば、扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の第 1 の個人情報を取得することができる。そして、個人情報登録装置 1 0 0 によれば、個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した第 1 の個人情報に含まれる個人番号が他のシステムに記憶されているか否

50

かを判定することができる。これにより、個人情報登録装置100は、他のシステムが被扶養者を記憶しているか否かを比較的正確に判定しやすい、個人番号に基づいて他のシステムに被扶養者が記憶されているか否かを判定することができる。結果として、個人情報登録装置100は、他のシステムにかかる処理負荷の増大を抑制することができる。

【0147】

また、個人情報登録装置100によれば、個人番号が他のシステムに記憶されていない場合、取得した第1の個人情報のうち、個人番号以外の情報に基づき、被扶養者が他のシステムに記憶されているか否かを判定することができる。これにより、個人情報登録装置100は、他のシステムに被扶養者が記憶されているか否かを判定した結果に応じて、他のシステムに被扶養者を記憶するために住基ネットに被扶養者の第2の個人情報を問い合わせるか否かを判定することができる。また、個人情報登録装置100は、マイナンバー制度が導入される前に個人番号と対応付けずに他のシステムに記憶された被扶養者についても、他のシステムに記憶されているか否かを判定することができる。

10

【0148】

また、個人情報登録装置100によれば、被扶養者が他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、被扶養者の第2の個人情報を取得することができる。そして、個人情報登録装置100によれば、取得した第2の個人情報を他のシステムに記憶することができる。これにより、個人情報登録装置100は、自治体の職員が作業を行わなくても、被扶養者の第2の個人情報を、宛名システムが有するDBに登録することができ、自治体の職員の作業負担の増大を抑制することができる。

20

【0149】

また、個人情報登録装置100によれば、個人番号に基づいて住基ネットに問い合わせることにより、被扶養者の第2の個人情報を取得することができる。これにより、個人情報登録装置100は、住基ネットが被扶養者の個人番号を用いて、被扶養者の第2の個人情報を一意に特定可能なようにすることができる。結果として、個人情報登録装置100は、被扶養者の第2の個人情報を取得しやすくすることができる。

【0150】

また、個人情報登録装置100によれば、個人番号以外の情報として、被扶養者の氏名、住所、生年月日、および性別の少なくともいずれかを含む情報を用いることができる。これにより、個人情報登録装置100は、他のシステムが記憶する基本4情報の少なくともいずれかに基づいて、他のシステムに被扶養者が記憶されているか否かを判定しやすくすることができる。

30

【0151】

なお、本実施の形態で説明した個人情報登録方法は、予め用意されたプログラムをパーソナル・コンピュータやワークステーション等のコンピュータで実行することにより実現することができる。本個人情報登録プログラムは、ハードディスク、フレキシブルディスク、CD-ROM、MO、DVD等のコンピュータで読み取り可能な記録媒体に記録され、コンピュータによって記録媒体から読み出されることによって実行される。また本個人情報登録プログラムは、インターネット等のネットワークを介して配布してもよい。

【0152】

上述した実施の形態に関し、さらに以下の付記を開示する。

40

【0153】

(付記1) 扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の個人情報を取得し、

個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した前記個人情報に含まれる個人番号が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

前記個人番号が前記他のシステムに記憶されていない場合、取得した前記個人情報のうち、前記個人番号以外の情報に基づき、前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

50

前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、前記被扶養者の個人情報を取得し、

取得した前記被扶養者の個人情報を前記他のシステムに記憶する、
制御部を有することを特徴とする個人情報登録装置。

【0154】

(付記2) 前記制御部は、前記個人番号に基づいて前記住民基本台帳ネットワークシステムに問い合わせることにより、前記被扶養者の個人情報を取得する、ことを特徴とする付記1に記載の個人情報登録装置。

【0155】

(付記3) 前記個人番号以外の情報は、前記被扶養者の氏名、住所、生年月日、および性別の少なくともいずれかを含む、ことを特徴とする付記1または2に記載の個人情報登録装置。

10

【0156】

(付記4) コンピュータが、

扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の個人情報を取得し、

個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した前記個人情報に含まれる個人番号が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

前記個人番号が前記他のシステムに記憶されていない場合、取得した前記個人情報のうち、前記個人番号以外の情報に基づき、前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

20

前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、前記被扶養者の個人情報を取得し、

取得した前記被扶養者の個人情報を前記他のシステムに記憶する、
処理を実行することを特徴とする個人情報登録方法。

【0157】

(付記5) コンピュータに、

扶養者に対応付けて、被扶養者の個人番号を含む該被扶養者の個人情報を記憶するシステムを参照して、いずれかの扶養者に対応付けられた被扶養者の個人情報を取得し、

個人情報を個人に対応付けて記憶する他のシステムを参照して、取得した前記個人情報に含まれる個人番号が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

30

前記個人番号が前記他のシステムに記憶されていない場合、取得した前記個人情報のうち、前記個人番号以外の情報に基づき、前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されているか否かを判定し、

前記被扶養者が前記他のシステムに記憶されていない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して、前記被扶養者の個人情報を取得し、

取得した前記被扶養者の個人情報を前記他のシステムに記憶する、
処理を実行させることを特徴とする個人情報登録プログラム。

【符号の説明】

【0158】

40

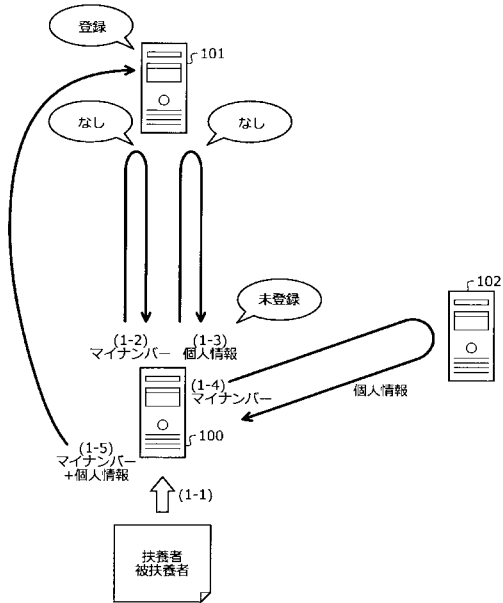
- 100 個人情報登録装置
- 101 宛名管理装置
- 102 住基ネット管理装置
- 201 クライアント装置
- 210 ネットワーク
- 220 資料情報DB
- 230 宛名情報DB
- 240 住基情報DB
- 300, 400 パス
- 301, 401 CPU

50

- 3 0 2 , 4 0 2 メモリ
- 3 0 3 , 4 0 5 I / F
- 3 0 4 , 4 0 3 ディスクドライブ
- 3 0 5 , 4 0 4 ディスク
- 4 0 6 ディスプレイ
- 4 0 7 入力装置
- 5 0 0 資料情報
- 6 0 0 宛名情報
- 7 0 0 住基情報
- 8 0 1 取得部
- 8 0 2 判定部
- 8 0 3 登録部
- 1 1 0 1 ~ 1 1 0 4 , 1 3 0 1 ~ 1 3 0 5 表示欄

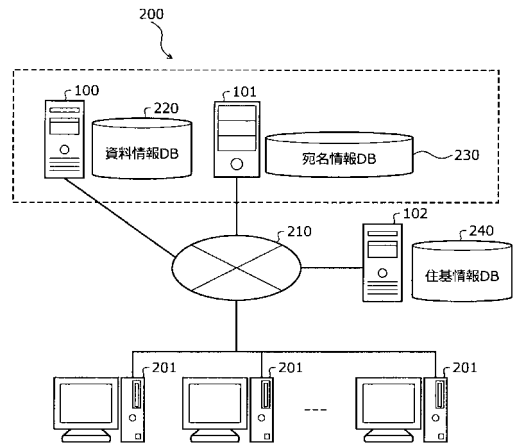
【 図 1 】

実施の形態にかかる個人情報登録方法の一実施例を示す説明図

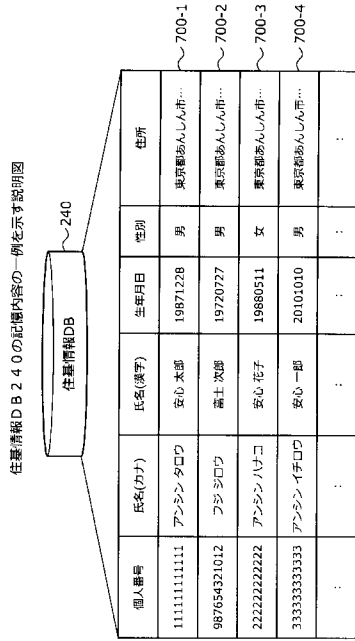


【 図 2 】

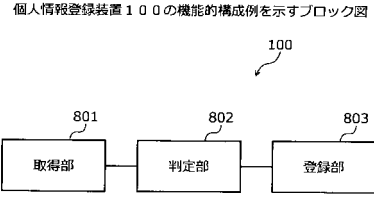
業務支援システム200のシステム構成例を示す説明図



【図7】

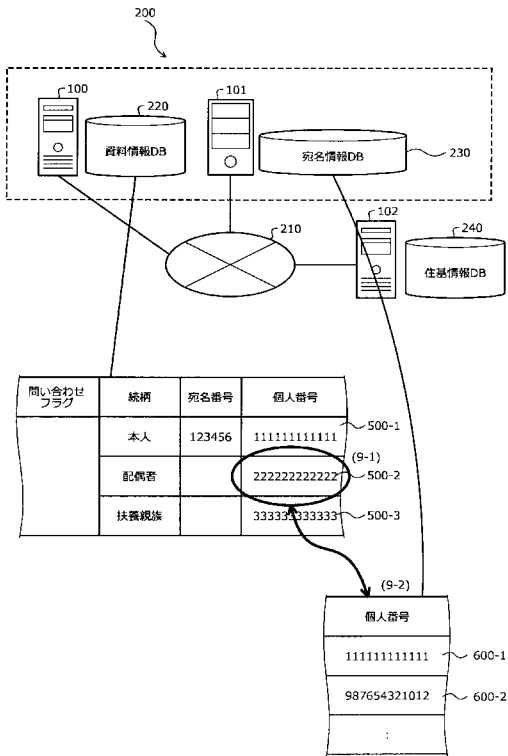


【図8】



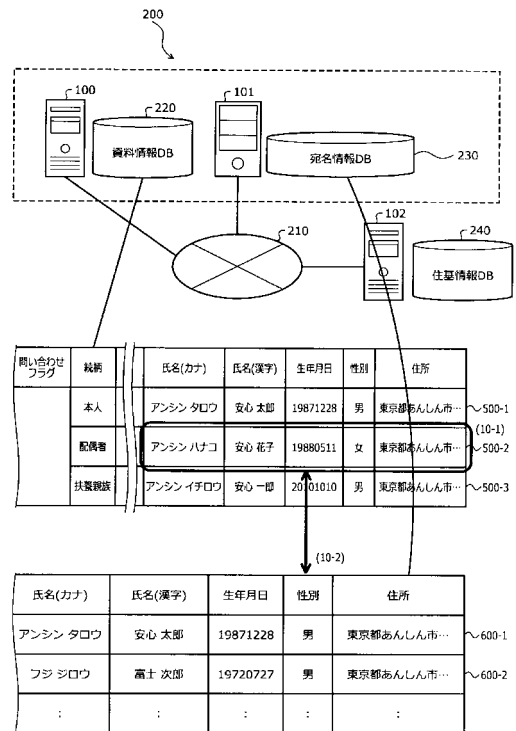
【図9】

個人情報登録装置100の判定動作の一例を示す説明図(その1)



【図10】

個人情報登録装置100の判定動作の一例を示す説明図(その2)



【図 1 1】

資料情報表示画面 1100 の画面例を示す説明図 (その 1)

【図 1 2】

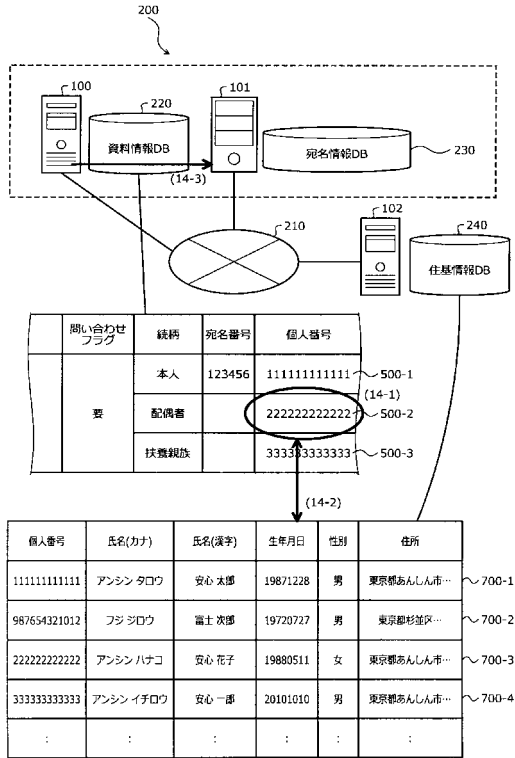
資料情報表示画面 1100 の画面例を示す説明図 (その 2)

【図 1 3】

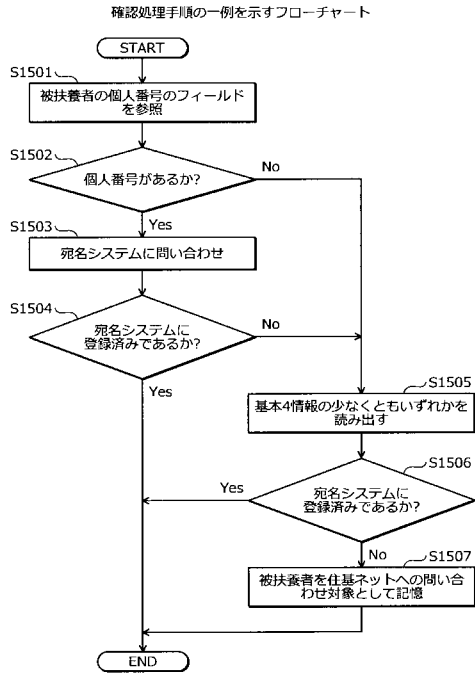
詳細情報表示画面 1300 の画面例を示す説明図

【図 1 4】

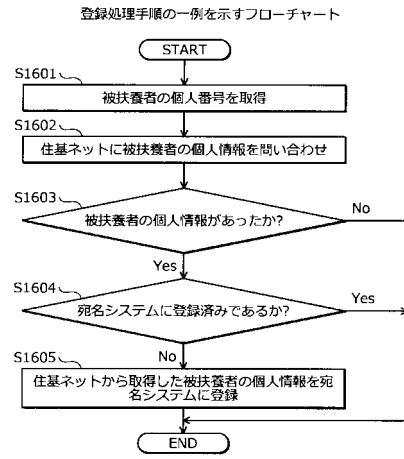
個人情報登録装置 100 の登録動作の一例を示す説明図



【 図 1 5 】



【 図 1 6 】



フロントページの続き

- (72)発明者 高田 広明
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
- (72)発明者 塚谷 修平
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
- (72)発明者 川井 勇治
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
- (72)発明者 伊吹 修司
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
- (72)発明者 田中 貴之
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
- Fターム(参考) 5L049 CC35